

令和8年度診療報酬改定

18. 歯科治療のデジタル化等の推進

歯科治療のデジタル化等の推進①

CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレーの適応拡大

➤ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレーの活用が更に進むよう、**評価及び大白歯の咬合支持等の要件を見直す。**

現行

【CAD/CAM冠】

[算定要件（抜粋）]

以下のいずれかに該当する場合に算定する。

イ 前歯又は小臼歯に使用する場合

ロ 第一大臼歯又は第二大臼歯にCAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を使用する場合（当該CAD/CAM冠を装着する部位の対側に大白歯による咬合支持がある患者であって、以下のいずれかに該当する場合に限る。）

① 当該CAD/CAM冠を装着する部位と同側に大白歯による咬合支持があり、当該補綴部位に過度な咬合圧が加わらない場合等

② 当該CAD/CAM冠を装着する部位の同側に大白歯による咬合支持がない場合は、当該補綴部位の対合歯が欠損であり、当該補綴部位の近心側隣在歯までの咬合支持がある場合

ハ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を大白歯に使用する場合

ニ 大白歯にCAD/CAM冠用材料（Ⅴ）を使用する場合

【CAD/CAMインレー（1歯につき）】 750点

改定後

【CAD/CAM冠】

[算定要件（抜粋）]

以下のいずれかに該当する場合に算定する。

イ 前歯又は小臼歯に使用する場合

ロ 大白歯にCAD/CAM冠用材料（Ⅲ）**又はCAD/CAM冠用材料（Ⅴ）を使用する場合**

（削除）

（削除）

ハ **後継永久歯が先天的に欠如している乳歯に使用する場合**

ニ （削除）

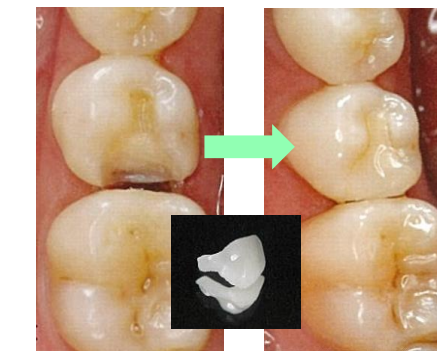
【CAD/CAMインレー（1歯につき）】 **770点**

※咬合支持要件：**CAD/CAM冠と同様の見直し**を行う。



全部金属冠

CAD/CAM冠



[窩洞形成]

[インレー装着]

CAD/CAMインレー

(保存修復学第7版（医歯薬出版株式会社）)

歯科治療のデジタル化等の推進②

光学印象の対象拡充

- ▶ 光学印象について、新たに、**CAD/CAM冠を対象**するとともに、**評価の引き上げ**を行う。

現行

【光学印象】 **100点**
 [算定要件(抜粋)]
 CAD/CAMインレーを製作する場合であって、デジタル印象採得装置を用いて、印象採得及び咬合採得を行った場合に算定する。

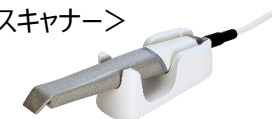
改定後

【光学印象】 **150点**
 [算定要件(抜粋)]
CAD/CAM冠又はCAD/CAMインレーを製作する場合であって、デジタル印象採得装置を用いて、印象採得及び咬合採得を行った場合に算定する。

<スキャナー画像>



<口腔内スキャナー>



クラウンブリッジ維持管理料の対象範囲の見直し

- ▶ クラウン・ブリッジ維持管理料の対象範囲を見直し、**CAD/CAM冠を対象に追加**する。

現行

【クラウン・ブリッジ維持管理料】
 [算定要件(抜粋)]
 (4) (略) 次に掲げるものはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。
 □ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に対するM015に掲げる非金属歯冠修復(6)のイに規定する場合を含む。)、M015-2に掲げるCAD/CAM冠(2)のイ、ロ及びニ並びに(3)に規定する場合を含む。及びM017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジ(2)のイに規定する場合を含む。)

改定後

【クラウン・ブリッジ維持管理料】
 [算定要件(抜粋)]
 (4) (略) 次に掲げるものはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。
 □ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に対するM017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジ(2)のイに規定する場合を含む。)

(参考) 歯科固有の技術の見直し：内面処理加算の評価の引き上げ

- ▶ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレーの装着時に算定される内面処理加算について、歯科技工料調査の結果等を踏まえて、評価を引き上げる。

現行

【装着】
 内面処理加算1 (CAD/CAM冠) **45点**
 内面処理加算1 (CAD/CAMインレー) **45点**

改定後

【装着】
 内面処理加算1 (CAD/CAM冠) **55点**
 内面処理加算1 (CAD/CAMインレー) **55点**

歯科治療のデジタル化等の推進③

局部義歯における歯科用貴金属の使用の見直し

- ▶ 局部義歯に附属されるクラスプやバーについては、製作の実態に即して、**原則、歯科用貴金属材料以外の材料を使用する運用に見直す。**

現行

- 【鋳造鉤】
[算定要件]
(新設)

- 【線鉤】
[算定要件]
(新設)

- 【コンビネーション鉤】
[算定要件]
(新設)

- 【大連結子】
[算定要件]
(新設)

改定後

- 【鋳造鉤】
[算定要件]
(2) 鋳造鉤を算定する場合の特定保険医療材料は、基本的に鋳造用コバルトクロム合金を使用することとする。ただし、14カラット金合金及び金銀パラジウム合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。

- 【線鉤】
[算定要件]
(2) 線鉤を算定する場合の保険医療材料は、基本的に不銹鋼及び特殊鋼を使用することとする。ただし、14カラット金合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。

- 【コンビネーション鉤】
[算定要件]
(4) コンビネーション鉤を算定する場合に、鋳造鉤又はレストに用いる保険医療材料は、基本的に鋳造用コバルトクロム合金を使用することとする。ただし、金銀パラジウム合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。

- 【大連結子】
[算定要件]
(2) 「1 鋳造バー」を算定する場合の特定保険医療材料は、基本的に鋳造用コバルトクロム合金を使用することとする。ただし、金銀パラジウム合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。